二　当該年度の四月一日現在における当該市町村の区域内に所在する前号の表の区分の欄に掲げる文化財のうち文部科学大臣の指定、登録又は選定に係るものの種類ごとの指定件数、登録件数又は選定件数の合計数に一一〇、〇〇〇円を乗じて得た額	建造物	一三〇、〇〇〇円	
	伝統的建造物群保存地区	二二〇、〇〇〇円	
	一日現在における登録文化財保護法第百八十二条の規定に基づく当該市町村の条例により指定された文化財	美術工芸品	一〇、〇〇〇円
		登録文化財のうち建造物であるもの	五〇、〇〇〇円
		登録文化財のうち美術工芸品であるもの	一〇、〇〇〇円
		登録記念物	一〇、〇〇〇円
		登録有形民俗文化財	一〇、〇〇〇円
		無形文化財（選定保存技術を含む。）、民俗文化財、記念物及び文化的景観	三〇、〇〇〇円

三　当該年度の四月一日現在において当該市町村の区域内に所在する文部科学大臣の選定に係る重要伝統的建造物群保存地区における固定資産のうち、次に掲げる固定資産に係る固定資産税の減免を行った市町村については、当該減免額の合算額に〇・三七五を乗じて得た額

イ　伝統的建造物である家屋の敷地

ロ　伝統的建造物である家屋以外の家屋

ハ　伝統的建造物である家屋以外の家屋の敷地

四　埋蔵文化財の発掘調査等に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

区分	率
保存目的調査等	〇・八
緊急調査のうち試掘確認調査	〇・八
緊急調査のうち本発掘調査	〇・三

五　文化財の活用に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　ケーブルテレビの公共情報専用チャンネルにより、公共情報番組の放映を実施している市町村（当該公共情報番組の放映について総務大臣が定める基準を満たす市町村に限る。）について、公共情報番組の制作及び放映に要した経費の額に〇・五を乗じて得た額又は二〇、〇〇〇、〇〇〇円のうちいずれか少ない額

四　ケーブルテレビ又はコミュニティ放送による公共情報サービス

二　当該年度の四月一日現在における当該市町村の区域内に所在する前号の表の区分の欄に掲げる文化財のうち文部科学大臣の指定、登録又は選定に係るものの種類ごとの指定件数、登録件数又は選定件数の合計数に一一〇、〇〇〇円を乗じて得た額	建造物	一三〇、〇〇〇円	
	伝統的建造物群保存地区	二二〇、〇〇〇円	
	一日現在における登録文化財保護法第百八十二条の規定に基づく当該市町村の条例により指定された文化財	美術工芸品	一〇、〇〇〇円
		登録文化財のうち建造物であるもの	六〇、〇〇〇円
		登録文化財のうち美術工芸品であるもの	一〇、〇〇〇円
		登録記念物	一〇、〇〇〇円
		登録有形民俗文化財	一〇、〇〇〇円
		無形文化財（選定保存技術を含む。）、民俗文化財、記念物及び文化的景観	三〇、〇〇〇円

三　当該年度の四月一日現在において当該市町村の区域内に所在する文部科学大臣の選定に係る重要伝統的建造物群保存地区における固定資産のうち、次に掲げる固定資産に係る固定資産税の減免を行った市町村については、当該減免額の合算額に〇・三七五を乗じて得た額

イ　伝統的建造物である家屋の敷地

ロ　伝統的建造物である家屋以外の家屋

ハ　伝統的建造物である家屋以外の家屋の敷地

四　埋蔵文化財の発掘調査等に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

区分	率
保存目的調査等	〇・八
緊急調査のうち試掘確認調査	〇・八
緊急調査のうち本発掘調査	〇・三

五　文化財の活用に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　ケーブルテレビの公共情報専用チャンネルにより、公共情報番組の放映を実施している市町村（当該公共情報番組の放映について総務大臣が定める基準を満たす市町村に限る。）について、公共情報番組の制作及び放映に要した経費の額に〇・五を乗じて得た額又は二〇、〇〇〇、〇〇〇円のうちいずれか少ない額

四　ケーブルテレビ又はコミュニティ放送による公共情報サービス